



埼玉県報

第472号
令和5年(2023年)
12月8日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通指導課）

告示

- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 所沢都市計画緑地の事業認可（公園スタジアム課）
- 県道新座和光線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「事務所の所在地を管轄する警察署長（埼玉県内の2以上の警察署長の管轄に事務所を有するときは、そのいずれかの警察署長）」を「交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）」に改める。

第6条の3から第6条の6までの規定中「最寄りの警察署長」を「交通指導課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四百二十九号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千四百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計九者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 劉勁

東京都豊島区南池袋一丁目十八番二十一号 外 計九者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計三十六者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 田口広人

東京都豊島区南池袋一丁目十八番二十一号 外 計三十四者

ハ 変更年月日

令和五年十月三十日外

ニ 届出年月日

令和五年十一月二十四日

二 縦覧期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二六九台

ハ 変更年月日

令和三年一月四日

ニ 届出年月日

令和五年十一月二十四日

二 縦覧期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）三郷市戸ヶ崎三丁目計画

埼玉県三郷市戸ヶ崎三丁目五百七十七番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年七月二十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百五十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年十一月二十四日

二 縦覧期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百三十三号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影、十二センチメートル）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

令和五年十一月十三日から令和六年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
所沢市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
所沢都市計画緑地
都・緑・〇五号 安松緑地
- 三 事業施行期間
令和五年十二月八日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - イ 収用の部分
埼玉県所沢市大字上安松字山際地内
 - ロ 使用の部分
なし

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
朝霞市膝折町四丁目八九一番 一地先から同市膝折町四丁目 八八〇番八地先まで		区 間
一二・一五 一二・二五	一二・一五 一三・七〇	敷地の幅員 (メートル)
二・九五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和四年十月二十日

指令川建セ第〇四〇一〇〇号

二 検査済証番号

令和五年十二月五日

川建セ第〇五〇一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百五十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡三丁目五番十七号

横溝 秀成